

○小郡市環境衛生機器等設置費補助金交付規程

平成3年9月27日

規程第3号

(趣旨)

第1条 市長は、ごみの減量化及び再資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上に資するため、環境衛生機器等の設置者に対し、この規程の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、別表で定める補助対象及び補助基準に基づき交付するものとする。ただし、家庭で使用するものに限る。

2 前項の補助金の交付を受けた者は、その後の4年度について交付申請ができないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小郡市環境衛生機器等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、申請者に対し、小郡市環境衛生機器等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。ただし、市長において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(指示)

第5条 市長は、申請者に対し必要な指示をすることができる。

(申請事項の変更)

第6条 申請者は、第3条の申請書の記載内容を変更するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(協力義務)

第7条 申請者は、この事業の趣旨を良く理解し、排出ごみの減量化及び再資源化を図るものとする。

(補助金の交付の取り消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返

還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 事業の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他この規程に違反したとき。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、小郡市補助金等交付規則(平成8年小郡市規則第9号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月17日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月19日規程第1号)

この規程は、平成12年6月20日から施行する。

附 則(平成14年6月20日規程第3号)

この規程は、平成14年6月20日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規程第4号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象		補助基準		
名称	定義	補助率	交付額	補助基数
電気式生ごみ処理機等	電力又は手動等を利用して、脱水、攪拌及び分解することにより、生ごみの減量化又は堆肥化を目的として作られた機械	1/2	24,000円／個を限度とする。ただし、1円未満は切捨てとする。	1世帯1機まで
コンポスト容器	土中に含まれる微生物、細菌及び小動物の働きを利用して、脱水及び分解することにより、生ごみの減量化又は堆肥化を目的として作られた容器	1/2	2,000円／個を限度とする。ただし、1円未満は切捨てとする。	1世帯2個まで
EMボカシ容器	発酵資材に含まれる微生物や細菌の働きを利用して、脱水及び発酵することにより、生ごみの減量化又は堆肥化を目的として作られた容器	1/2	1,000円／個を限度とする。ただし、1円未満は切捨てとする。	1世帯2個まで